

## チーバくん大使を活用した情報発信事業実施要領

### (目的)

第1条 本事業を実施するにあたり、日本国籍を有しない者をチーバくんと共に千葉県魅力を海外に向けて発信する大使（略称「チーバくん大使」。以下略称を使用する。）として任命し、大使が千葉県魅力を海外に向けて発信するために必要な事項について、本要領に定める。

### (チーバくん大使の要件)

第2条 チーバくん大使は、日本国籍を有しない者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法別表第一又は別表第二に規定される在留資格のいずれかを有すること。
- (2) 千葉県内に在住又は在学、若しくは在勤していること。
- (3) 日本語によるコミュニケーション能力を有すること。
- (4) 母国語による自身の情報発信ツールを開設又は登録していること。
- (5) 千葉県について関心があり、情報発信の意欲があること。
- (6) その他、千葉県の魅力発信に寄与することが見込まれる者

### (任命期間)

第3条 チーバくん大使として任命する期間は次年度のチーバくん大使が任命されるまでとする。  
ただし、再任を妨げない。

### (定員)

第4条 チーバくん大使の定員は20名程度とする。

### (活動内容)

第5条 チーバくん大使は、次の各号の活動を行うこととする。

- (1) 自身の情報発信ツールを活用し、千葉県の魅力について母国語により随時発信を行い、毎月、発信状況や反響について千葉県に報告する。
- (2) 千葉県の主催する千葉県の魅力への理解を深める行事等に、積極的に参加する。
- (3) その他、千葉県が行うアンケート調査等への協力。

### (報酬等)

第6条 チーバくん大使は無報酬とする。

ただし、前条第2号の行事等に参加する場合は、実費相当額の交通費を支給することができる。

(応募方法)

第7条 チーバくん大使に応募する者は、次の各号に定める書類を千葉県に提出する。

- (1) チーバくん大使応募用紙(様式第1号又は様式第1-1号)  
なお、学生は、在籍校から推薦を受けること。
- (2) 在留カードの写し
- (3) 情報発信の状況を確認できるもの

(任命)

第8条 前条の書類を提出した者のうち、別に定める審査基準に基づき選考した者をチーバくん大使として任命する。

(チーバくん大使証)

第9条 千葉県は、チーバくん大使任命後に、チーバくん大使であることを証する書類として、チーバくん大使証(様式第2号)(以下「大使証」という。)を作成し、チーバくん大使に授与する。

- 2 大使証の有効期間は、チーバくん大使に任命されている期間とし、チーバくん大使は、任命期間終了後15日以内に大使証を千葉県へ返却しなければならない。
- 3 大使証の貸与や譲渡、不正使用、修正、複製、改ざんを禁止する。  
なお、禁止事項がなされた大使証は無効とする。
- 4 チーバくん大使は、大使証の記載事項に変更がある場合や大使証を紛失した場合は、速やかに千葉県に報告をしなければならない。

(変更報告)

第10条 チーバくん大使に任命された者は、本要領第7条に規定する提出書類の記載内容に変更があった場合は、速やかに千葉県に報告をしなければならない。

(任命の取り消し)

第11条 千葉県は、チーバくん大使が次の各号のいずれかに該当する場合は、チーバくん大使の任命を取り消すことができる。

- (1) 提出した書類に虚偽があった場合。
- (2) チーバくん大使の趣旨に反し、品位を失する行為があった場合。
- (3) 本要領第2条に規定する要件に該当しなくなった場合。
- (4) 本要領第5条に規定するチーバくん大使の活動がほとんど行われていない場合。
- (5) 本要領第9条第3項に規定する大使証の禁止事項を行った場合。

(事務局)

第12条 チーバくん大使の任命及び事業実施に係る事務局は、千葉県総合企画部国際課に置く。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、チーバくん大使の任命及び事業実施に係る必要な事項は、必要に応じて千葉県が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年7月6日から施行する。

この要領は、平成23年8月3日から施行する。

この要領は、平成24年3月21日から施行する。

この要領は、平成24年7月11日から施行する。

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

この要領は、平成27年3月16日から施行する。

この要領は、平成31年3月8日から施行する。